

福知山市教育集会所条例施行規則

平成 14 年 5 月 20 日  
規則第 5 号

改正 平成 17 年 12 月 27 日規則第 86 号 平成 20 年 7 月 22 日規則第 11 号  
平成 21 年 9 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、福知山市教育集会所条例(昭和 54 年福知山市条例第 52 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請及び許可)

**第 2 条** 条例第 8 条の規定により福知山市教育集会所(以下「集会所」という。)の使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 週間前までに使用許可申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理し、その使用について適当と認めるときは、使用許可書を申請者に交付する。

(使用の制限)

**第 3 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限することがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 使用上守るべき事項に違反する行為があったとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他集会所の管理運営上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理等)

**第 4 条** 前 2 条の規定は、前田教育集会所、小田教育集会所、岡ノ三教育集会所、金山教育集会所、新庄教育集会所、上小田教育集会所及び一ノ宮教育集会所においては、条例第 3 条に規定する指定管理者が行うものとする。この場合において、手続に使用する書類については、所要の調整を行い用いることができる。

注 平成 22 年 4 月 1 日から施行

第 4 条中「及び一ノ宮教育集会所」を「、一ノ宮教育集会所及び東堀教育集会所」に改める。

(運営委員会等)

**第 5 条** 集会所の運営について必要な事項を協議するため、各集会所に運営委員会等(以下「委員会等」という。)を設けることができる。

(雑則)

**第 6 条** 委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年4月1日から適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日規則第 86 号)

この規則は、平成 18 年1月1日から施行する。ただし、指定管理者に係る部分の改正規定は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年7月 22 日規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 21 年9月 30 日規則第5号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。